

本紙は、令和6年11月末時点で紹介契約（旧制度）を締結している事業者様に郵送にてお送りしているものと同一です。

## スマリオの紹介制度が新制度に移行します

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、公社賃貸スマリオでは、登録事業者様にご利用いただいている「スマリオの紹介制度」を、より安心かつ公正にご利用いただくため、制度のルールや運用を変更し、令和7年3月から新制度に移行することといたしました。

今回の制度移行に際しましては、**これまでお取引のある全ての宅建事業者様に、新たな賃貸住戸紹介契約を締結（契約更改）いただく必要がございます。**

今後、「スマリオの紹介制度」を継続して利用を希望される宅建事業者様におかれましては、令和6年12月1日から契約更改の申込受付を開始いたしますので、新契約の内容（別紙「紹介に係る手続きの流れ」、禁止事項の変更等）を必ずご確認ください、**同封の②紹介契約申込書に必要事項をご記入の上、令和7年1月末までに同封の返信用封筒にてご返送ください。**（※ご返送いただいた②を確認の上、後日、新たな賃貸住戸紹介契約書を送付させていただきます。）

なお、現在締結している賃貸住戸紹介契約は、同封の①中途解約通知書により、令和7年2月28日付けで解約（同契約第10条）され、令和7年3月1日以降の申込（紹介）は、新制度に基づく賃貸住戸紹介契約（参考に③新契約書の様式を同封しております）の締結後に可能となります。

各宅建事業者様には、大変お手数をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

< 同封書類（本書を除く） >

- ① 中途解約通知書
- ② 紹介契約申込書
- ③ **（新）賃貸住戸紹介契約書の様式**（紹介制度に係る禁止事項・注意事項）
- ④ 返信用封筒

◆ **新制度に基づく賃貸住戸紹介契約の締結（契約の更改）が完了していない場合、令和7年3月1日以降はご紹介いただけませんので、ご注意ください。**

◆ **新制度移行後の内容（禁止事項等）を遵守できる場合のみ、お申込みください。**

## 【 紹介に係る手続きの流れ 】

### ① 紹介契約申込書を公社へ送付（登録情報の確認・資格審査）

紹介契約の締結は、店舗ごとに必要です。

複数の店舗および支店を運営されている宅建事業者様におきましては、紹介契約を希望される店舗ごとに申込書を提出してください。紹介依頼費等の入金口座は、1店舗ごとに1口座としております。

### ② 賃貸住戸紹介契約の締結

資格審査を通過した宅建事業者様には契約書類一式(賃貸住戸紹介契約書・個人情報保護に関する特記事項・禁止事項等)をお送りいたしますので、必要事項を記入・押印の上、弊社までご返送ください。

### ③ 紹介業務の開始

契約締結後、紹介業務を開始してください。

空室状況に関しましては、公社賃貸 WEB サイトに掲示している情報が最新です。

### ④ 請求書の送付

入居日の翌月初旬に、公社から宅建事業者様あてに請求書（入居決定通知）お送りします。

請求書に必要事項を記入の上、当月中旬ごろ（公社指定の期限日※期限厳守）までにご返送ください。

同一店舗内で複数の担当者様ご紹介された場合でも、請求書は1枚となります。

### ⑤ 紹介依頼費等のお支払い

公社指定の期限日までに請求書をご返送いただいた場合、当月末に紹介費等を紹介契約締結時にご登録いただいた口座へお支払いします。

※期限日を過ぎた場合は、翌月末以降のお支払いとなりますのでご注意ください。